

まえがき

著者	安藤 勝美
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	経済協力シリーズ
シリーズ番号	174
雑誌名	地域協力機構と法 : アジア・ラテンアメリカ地域 主義の現代的意義
ページ	iii-vii
発行年	1994
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00014315

まえがき

1960年代以降、途上国のナショナリズムは天然資源に対する恒久主権に結実し、さらにさまざまな平等への権利を獲得して、その勢いは新国際経済秩序の樹立をめざすほどに高揚していた。それが南北問題の第一次の様相とすれば、今日の南北問題の様相は次のような状況である。途上国は一次産品に対する支配権を再び奪われ、また外国投資が減少し、加えて累積債務の圧力に晒されている。さらに南の分裂によってその一体性を失い、その結果、途上国の国際的な権利請求のエネルギーも低下している。

しかし南北問題は国際社会の舞台裏の問題ではなく、南における貧困、飢餓さらに累積債務の重圧は、南北問題が現在最も切迫した、さらに構造的であるゆえに、一層、世界システムの変革の中で捉えなければならない問題となっている。

現在、冷戦の解消によって社会主義圏ではブロックとともに国家が解体し、一方、自由主義圏では欧州連合 (EU) や北アメリカ自由貿易地域 (NAFTA) のような巨大な地域統合が形成されている。しかし、この変動の過程で南と北さらに東を包含するウルグアイ・ラウンドが成立したことは、同時にグローバルイズムの再編成が行われたことを意味している。一方における解体と他方における再編成は、一見アンビヴァレントに見えるが、ウルグアイ・ラウンドは、解体した東西関係と凍結した南北関係を一つの秩序の中に位置付けようとしている。ウルグアイ・ラウンドは、南の国々に対しても、国際取引を制約する国内規制を撤廃させ、南の市場開放を迫るものである。このため南

はやがてこれまで勝ち得た既得権を失い、また新たな権利請求の基盤を失おうとしている。

研究会は、このような状況の中で、途上国の発展の方策として地域主義がいかなる機能を持ちうるか、すなわち地域主義が途上国にとって新たな生存と発展の方策たり得るか否かを再考することにした。そして途上国の地域主義が新たな機能をもちつつあると考えたが、その共通の認識とは以下のようなものであった。

第1に、途上国の開発独裁体制の中に、次第に民主化への動きが活発になっていることである。これは国内における開発の主体が、一部の特権層から次第に一般国民へと移行してきていることを示している。開発の主体と開発利益の享受者の変化は、開発の目的や方策の変化を促すことになる。そこには開発と環境の調整、開発と人権の調和、さらに女性や外国人労働者の人権問題が含まれている。開発優先の体制から人間の尊重へという新しい傾向は、それは時には脱(反)システム運動として展開されるが、それはまた地域内の協力を再活性化する要因ともなっている。

第2に、国際的な技術促進とそれによる大量生産は、国境を越えるモノ、資本および人の流れを活発にしている。この流動化は、国家という枠がもはやこれらの流れを阻止しえない状況を示し、この流動化は同時に国家の閉鎖的また独善的なナショナリズムを寛容させ、国家間の紛争を防止させる機能をもっている。さらに国境を越えるさまざまな商品、人さらに情報は、国家以外の行為者の多様化を生み、脱国家的な行動を助長している。したがって、国境はもはや地域に跨がる社会的活動と経済活動を阻止しえないものとなっている。

第3に、ほとんどの途上国はこれまでの近代化・工業化のつけとして、多額の累積債務を抱えている。これに対するIMF、世界銀行などの構造調整政策は100カ国以上に適用されているが、これは途上国市場の開放を強力に求めるものであり、さらにウルグアイ・ラウンドは工業製品のみでなく農産物やサービス産業の自由化を求めている。このような市場の開放と自由化の要求

に対して、途上国はどう対応できるのか。その場合、地域協力はその法的措置によってこれに対抗することができるのではなからうか。

第4に、地域文化の興隆である。アジアにはアジア固有の人権意識と自然観があると主張され、その傾向はアジア諸国の法律にも見られるようになった。途上国は、これまで先進国の借法国であったが、次第に自主法国として、地域に固有な価値を基礎とする地域法の形成過程にある。この地域法は単に地域のみならず、世界法を形成する一環として、その動向を知ることが必要となっている。

研究会は、これらの法的な問題を研究することを目的とし、地域としてはラテンアメリカとアジアを設定した。前者は古くから独立しかつては経済的な繁栄をみせ、また多様な地域統合と協力の実績をもっている。さらに陸接した文化的、人種の同質性をもつ地域である。これに対してアジアは、異なった文化と人種さらに海洋に隔てられた地域で、ラテンアメリカとはかなり異なった環境にある。しかも、いまや経済成長が目覚ましい地域である。

しかし研究会の意図は、両者間の、成長か停滞かといった比較ではなく、それぞれの地域協力機構の法的特徴を描くことによって、そこに新たな地域主義の機能を見ることにある。また地域主義に関する理論的な問題のみでなく、具体的に環境、人権、労働力移動に関する法的な考察を行い、加えて政治経済学の観点からもこれらの問題を分析するものとした。

安藤委員は、総論として「地域機構の法的機能と政治的機能」を担当し、統合と協力の現代的機能および地域機構の法的性格を中心に分析した。

アジアに関しては、本間委員が「アジアの人権問題—ASEAN 諸国における問題点と地域協力可能性」として、ASEAN 特にインドネシア、フィリピンにおける人権問題を取り挙げて経済発展との関係を分析し、さらに人権問題に対する ASEAN の地域協力の可能性とその限界を検討している。

神尾委員は、「外国人労働者の社会的権利の保障—ASEAN 諸国間の労働力移動を中心に」と題して、ASEAN 諸国間における労働力移動の現状、移

動労働者の社会的権利、労働力受入国の外国人労働者の管理制度および地域間協力を豊富な資料を用いて分析している。

間宮委員は「ASEAN 自由貿易協定の法構造」として、その成立と背景、協定の内容と評価さらにガットとの関係を検討した。

チュンポン・パチュサノン氏は「ASEAN 法律協力の展開」として、現地の資料をもとに ASEAN における法律協力の現状を紹介している。

今泉委員は、「ASEAN の Dialogue Relations とその変化—域外諸国に対する ASEAN の組織的対応」として、ASEAN と域外諸国との間の協力関係の枠組の変化を明らかにしている。

ラテンアメリカについて、佐藤委員は、「米州人権裁判所の勧告的管轄権—米州諸国における人権尊重のための地域協力の一形態」として、米州機構憲章における人権規定の意義、人権裁判所の管轄権の内容、さらに勧告的管轄権、事項的範囲と制約根拠について研究している。

中川委員は、「経済統合と法の統一」をテーマに、ラテンアメリカにおける法統一の歴史的過程、LAFTA・中米共同市場などの経済統合と法の統一の関係、さらに私法分野の統一について分析している。

矢谷委員は、「アンデス地域統合の法的側面—紛争処理制度を中心に」と題して、統合法の進展・再生過程とその内容、統合法の法的側面として理事会の権限や紛争解決手続、さらにアンデス司法裁判所の法構造および問題点を分析している。

問題は多岐にわたり、この二つの広大な地域における地域協力の法構造を知るには、まだ多くの研究が必要であり、またそれには十分な時間が必要であろう。しかし、1年に及ぶ研究会は多くの参加者を得、また外部の講師の貴重な報告を加えて、無事終了することができた。これらの方々に感謝するとともに、この成果が今後の法的な地域協力研究に何らか役立つことがあればと願うものである。

最後に、本調査委員会の構成は以下のとおりであった（カッコ内は94年10月31日現在）。

主査：安藤 勝美（国際基督教大学国際関係学科教授）

委員：神尾真知子（帝京技術科学大学情報学部経営情報学科助教授）

佐藤 文夫（成城大学法学部教授）

中川 和彦（成城大学法学部教授）

本間 浩（駿河台大学法学部教授）

間宮 勇（明治大学法学部専任講師）

矢谷 通朗（アジア経済研究所経済協力調査室）

今泉 慎也（アジア経済研究所経済協力調査室）

オブザーバー：

石田 暁恵（アジア経済研究所ハノイ海外調査員，前調査企画室）

（敬称略）

1994年10月

安藤 勝美